

# 里耶秦簡の情報システム

——秦代の郡県制をめぐって——

藤田 勝久

はじめに

- 一 秦代の文書システム―処理と保存
- 二 里耶秦簡の情報システム―管理と運営
- 三 秦帝国の社会システム  
おわりに

## はじめに

里耶秦簡は、二〇〇二年六月に湖南省湘西土家族苗族自治州龍山県の里耶古城の一号井戸（J1）から出土した。『文物』二〇〇三年一期には、遺跡の発掘簡報（以下、「簡報」と簡牘の概略が発表され、約三六、〇〇〇枚と紹介している。簡牘の年代は、秦王政（始皇帝）二十五年（前二三二）から二世皇帝二年（前二〇八）までの紀年をふくむといわれ、三〇数点の写真と釈文がある。<sup>1)</sup>

1 湖南省文物考古研究所、湘西土家族苗族自治州文物処、龍山県文物管理所「湖南龍山里耶戰国—秦代古城一号井発掘簡報」(『文物』二〇〇三年一期)

2 湖南省文物考古研究所、湘西土家族苗族自治州文物処「湘西里耶秦代簡牘選輯」(『中国歴史文物』二〇〇三年一期)

さらに二〇〇七年には、遺跡の正式報告書(以下、『発掘報告』)が刊行され、ここに城郭遺跡と周囲の墓葬の年代などが明らかとなった。<sup>(2)</sup>

3 湖南省文物考古研究所『里耶発掘報告』(岳麓書社、二〇〇七年)

『発掘報告』では、簡牘の総数を三七、〇〇〇余枚として、新たに祠先農簡や、戸籍簡牘、地名里程簡、简牌、封泥匣などを追加している。このサンプル資料は、古城の城壕から出土した戸籍簡牘をふくめても一〇〇枚以下で、ただ全体の〇・三%にも満たない。しかし先の「簡報」の資料を補足して、現時点での研究の基礎になるものである。

里耶秦簡の内容は、長江中流域にある南方社会の実態を示している。『発掘報告』によれば、秦代の洞庭郡遷陵県の政府の檔案であり、当時の社会の各方面におよんでいる。たとえば人口、土地、賦税、吏員、刑徒の登記とその増減の原因、倉庫の管理と糧食俸禄の放出、道路・郵駅・津渡の管理と設備、兵器の管理と配置、中央政府の政令の伝達と執行、民族矛盾、民事紛争の処理などであるという。

こうした豊富な内容と分量をもっているため、里耶秦簡は始皇帝陵の兵馬俑と並ぶ秦代の二大発見といわれ、さまざまな観点から研究が進められている。<sup>(3)</sup> 私も、拙稿「中国古代の秦と巴蜀、楚」(二〇〇三、二〇〇六年)、『史記』秦漢史像の復元(二〇〇四年)、『里耶秦簡と秦代郡県の社会』(二〇〇五年)、『里耶秦簡の文書形態と情報伝達』(二〇〇六年)などで簡単な展望をした。<sup>(4)</sup> ここで注目したのは、とくに木牘の形態と、県レベルの文書行政、情報伝達の

あり方（処理や保存）である。その結果、これまでのサンプル資料だけでも、公文書の伝達をこえて、秦代地方統治の実情がうかがえる。このように狭義の文書システムをもとに、行政の運営を支える体系を、ここでは「情報システム」ということにする。<sup>(5)</sup>

そこで本稿では、『発掘報告』をもとに里耶秦簡の情報システムを整理してみたいとおもう。そのとき問題となるのは、このような郡県制の運営が整備されていながら、なぜ秦帝国は短期間で滅んでしまったのかということである。それが行政機構と情報システムの不備ではないとすれば、それはどのような原因なのだろうか。ここでは、こうした始皇帝とその時代を考えるために、将来の公表にむけての基礎作業としておきたい。

## 一 秦代の文書システム―処理と保存

まず里耶秦簡のサンプル資料について、その構成を説明しておこう。「簡報」と『発掘報告』によると、里耶秦簡は、井戸の層位によって、第⑤層～⑯層で発見されている。すなわち第⑤層の戦国楚簡と、第⑥層B、⑧層A、⑨層C、⑩層C、⑫層、⑮層、⑯層Aの簡牘である。「簡報」では、層位の順にしたがって、⑤7「九九」木牘から、⑥、⑧、⑨、⑫、⑯の簡牘を紹介しており、これは井戸に入れられた時期と逆の配列である。また箭牌の形態や、封泥匣、封泥を説明している。封泥匣の文字は二〇〇余枚あり、1類は始発と終点の地名を記し、2類は物品の名称と数量を記すという。封泥は一〇余枚で多くは破損し、「□陵□印」「洞」庭「司」馬「酉陽丞印」「酉□丞□」などを紹介している。

『発掘報告』の概況では、簡牘の多くは二三センチ（秦代の一尺）で、幅は一・四～五センチという。一枚の木簡・

木牘には、一行あるいは二、七行に書写されている。その形態は、二本の紐で編むか、そのまま編まずにしてあり、紐で編んだ冊書は発見されていない。また符券類は、長さが三七〜四六センチ（秦代の二尺）で、少量は不規則という。このような簡牘は、一簡牘と封検、二祠先農簡、三地名里程簡、四戸籍簡牘（古城から出土）、五封泥と箆牌に分類されている。一の簡牘と封検は、「簡報」と同じように、⑤、⑦の竹簡から⑥、⑧、⑨、⑫、⑬の順に配列している。二の祠先農簡は、第⑭⑮層の資料であり、三の地名里程簡は、⑯12、⑯52、⑰14の資料である。五封泥と箆牌は、第⑦⑧⑨層の資料である。

このような簡牘の参考として、李均明氏の秦代公文書に関する考察がある。<sup>⑥</sup>ここでは一般的な様式として、1皇帝の詔書をふくむ上級から下級官府への下行文、2同級の官府による平行文、3下級から上級官府への上行文に区別している。これは伝達の性格によって、中央や郡から県の官府に送付される詔書や下達文書と、同級の官府でおこなわれる同行文書、県で集約して郡や中央に送られる上申文書ということになる。また限られた用途として、1簿籍、2券約、3司法文書などをあげている。

漢代の公文書が通信される過程は、張家山漢簡『二年律令』の「行書律」や漢簡によって、前漢時代から後漢時代の文書行政のシステムが明らかにされている。<sup>⑦</sup>その方法は、簡牘の文書に検（宛名を書いた札）を付けて紐で縛り、その結び目に封泥で封印する。この公文書を、配送する方向にしたがって「一封」「二封」のように記録（郵書）を作成する。その配送の手段は、皇帝の制書や緊急、財務などの重要な文書は、郡県に置かれた郵（もしくは駅、置）によって確実にリレーして伝達される。ここでは「以郵行」（郵を以て行れ）の用語がある。一般の文書は、郡県の行政機構の施設（県の伝舎、亭など）を通じて順次に伝達される。ここには「以次行」（次を以て行れ）の用語がある。このほか「吏馬馳行」（馬で走る）や、「行者走」（運ぶ者が走る）、伝馬などによる区分がある。また文書の伝達

には、配送する里程の設定や、その距離に応じたノルマ、遅配した場合の処罰（郵書失期）などの規定があった。<sup>(8)</sup>これと関連する規定は、睡虎地秦簡『秦律十八種』の「行書律」「内史雜律」にもみえている。<sup>(9)</sup>

こうした公文書に関する制度は、里耶秦簡にもうかがえる。たとえば封泥匣には、洞庭郡から郵を通じて遷陵県に送付されたものがあり、これと同じ文面の検も出土している（「」は改行を示す）。これは遷陵県に郵を通じて配送された、洞庭郡の文書を示している。<sup>(10)</sup>

⑥ 2正（検）…遷陵以郵行 洞庭

⑦ 1、⑦ 4封泥匣…遷陵以郵行 洞庭

⑨ 83封検…西陽 洞庭（図版『湖南十大考古新發現陳列』）

また木牘⑩ 3には、「尉曹書」を伝達する記録がある。

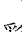
尉曹書二封。丞印。一封詣零陽。一封詣昆陽邑。 九月己亥。水下八走印？以□


これらの資料によると、秦代の洞庭郡の県では、上級の官府から封印された公文書を受け取っている。同じように、県は文書を別の官府に伝達している。これらは、いわゆる下達文書などの通信である。

ところが里耶秦簡では、今のところ、皇帝の詔書や、中央からの下達文書は公表されていない。そしてサンプル資料は、「移動する公文書」の本文ではなく、郡県の文書を木牘で処理した控えの形式となっている。<sup>(11)</sup>ここでは巻末の表1によって、簡牘の形態を分析してみよう。その形式は、「簡報」のサンプル資料を基礎として、文書の内容を、受信、本文、発信の欄に分けて記入している。ただし資料の層位は、「簡報」「発掘報告」とは反対に、おおむね年代の早い下層から第⑧層の順に配列している。これによると木牘の行政文書には、つぎのような特徴がある。



里耶秦簡のなかで、木牘の用途を伝える好例は、⑩ 5、6の資料である。この二つの木牘の正面には、まったく同

文が書写されている。その内容は、始皇帝の二十七年（前二二〇）二月丙子朔の庚寅の日（二五日）に、洞庭守の礼が、県齋夫と卒史の熹、仮卒史の毅、属の尉に告げたものである。そこでは、中央からの令に「伝送し貨物を輸送する際には、必ず先に悉く城且春と隸臣妾、居貨贖債のものを行れ。急事で留めることができないとき、乃ち（一般の）徭役を興せ」という規定にしがたつて、洞庭郡で輸送の労働力を徵発する対応を指示している。したがって木牘の本

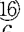
文は、洞庭郡から所属の県に出された命令であり、その一つが遷陵県に届いたことになる。<sup>(12)</sup>  
 木牘⑬5、6の裏面をみると、その左側に受信の記録を書き、右側に発信の記録を書いている（「」は簡報の写真、彩版は『発掘報告』の写真番号）。

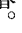
⑬5背面（二左三。彩版三十二左3）

右…（二）月丙辰。遷陵丞欧敢告尉。告郷司空・倉主。前書已下。重聽書從事。尉別都郷・司空。司空傳倉。都郷別啓陵・貳春。皆弗留脱。它如律令。／鈞手。丙辰水下四刻。隸臣尚行。

左…2三月癸丑水下盡。陽陵士勺以来。／邪手。

1（二）月癸卯水十一刻刻下九。求盜簪襄陽成辰以来／羽手 如手

⑬6背面（二五左三。彩版三十五左3）

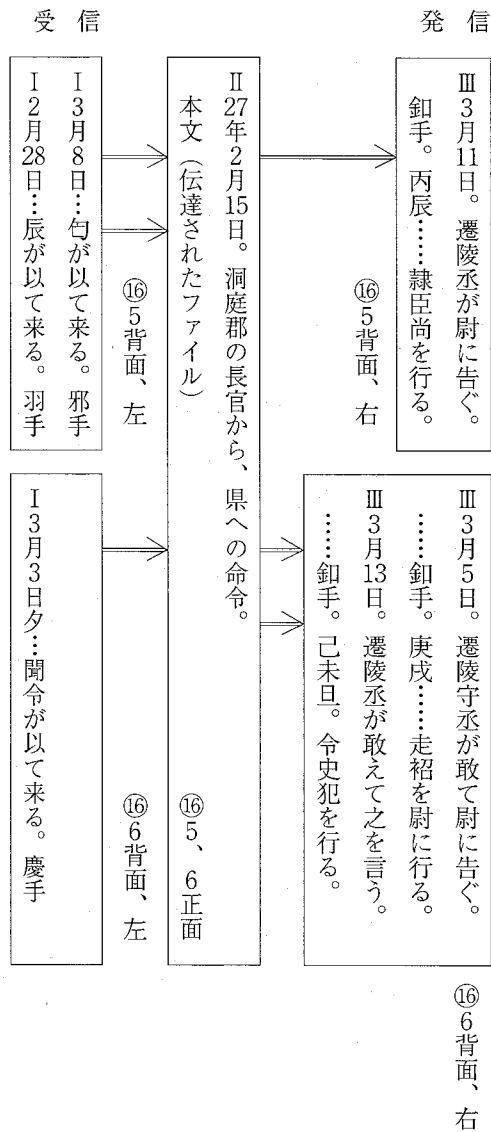
右…1三月庚戌。遷陵守丞敦狐敢告尉。告郷司空・倉主。聽書從事。尉別書都郷・司空。司空傳倉。都郷別啓陵・貳春。皆勿留脱。它如律令。／鈞手。庚戌水下刻。走招行尉。

2三月戊午。遷陵丞欧敢言之。写上。敢言之。／鈞手。己未旦。令史犯行。

左…（三月）戊申夕。士五（伍）巫下里聞令以来／慶手 如手

これは一見すると、⑬5の右、⑬6の右1「敢告……它如律令」という下達文書と、⑬6の右2「敢言之……敢

「言之」という上申文書が混ざっているようにみえる。しかしこの本牘は、郡が通信した公文書の実物ではなく、文書を伝達する控えと、副本（写し）であることを示している。これを図示すれば、その処理の流れがよくわかる。



この文書は、洞庭郡から発布されたあと、I二月二十八日に遷陵県に届いた。このとき⑬5のII本文が書写されたとおもわれるが、下部の機構に直ちに伝えられたかは不明である。ところがこの命令は、農作業が始まる時期の労役の徴発にかかわっており、ふたたびI三月三日に文書が到達した。そこで県廷では、⑬6のII本文を書写して控えるとともに、III三月五日に守丞が下部の県尉に伝達した。

この文書は、さらにI三月八日にも届いており、ふたたびⅢ三月十一日に県の丞が県尉に伝達している。そのため⑩5背面に「前に書を已に下したが、重ねて」という文言がある。それと同時に⑩6背面には、Ⅲ三月十三日に遷陵県の丞が、文書を書写したことを「敢言之」と報告している。これは隣県を通じた洞庭郡への返答であろう。

このように木牘⑩5、6の文書をみると、たしかに上級からの公文書の内容を知ることができる。しかしこれは郡が通信した公文書や、県の下部に送付される文書の実物ではない。それは郡の文書を県が受け取り、それを処理する控えとして、受信・発信の記録と、本文の副本を書写したものと推測される。これは従来の移動する公文書（行書）の概念とはちがって、県の官府で処理される控えであり、基本的に保存される性質をもっている。しかしその内容が無効になれば、それは廃棄されることになる。いずれにせよ、このような控えと保存された資料は、原則として他所に移動しないものである。だからこそ、こうした控えの文書群が遷陵県の井戸から発見されたものと考ええる。

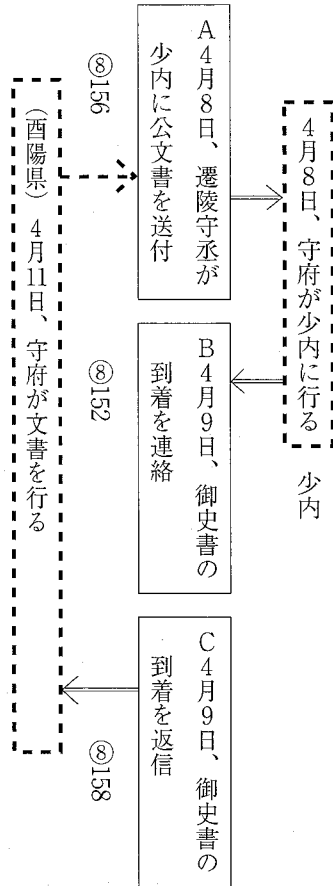
このとき注目されるのは、木牘一枚によって、受信、本文、発信（転送）の処理が一目で確認できるようになっていることである。これはあたかも現代の電子メールの原理と、まったく同じである。電子メールと異なるのは、時間と空間をこえて送信できないために、別に郵あるいは行政の施設によって公文書を配送する点である。ただし控えとして副本を作成し、情報を処理するという原理は、すでに木牘という形態で実施されている。

こうした原理をみると、受信や発信記録だけを控えとしたり、あるいは本文だけを保存するケースが想定される。いまのところ里耶秦簡では、受信や発信記録だけの控えはみえないが、すでに戦国楚の包山楚簡には、「正獄」「受期」簡などの形態で、処理の控えだけの資料が出土している<sup>(13)</sup>。また本文を保存するケースは、木牘⑩5、6の命令と、睡虎地秦簡「語書」の形式が同じことから、戦国秦では命令を竹簡に書写していることを紹介した<sup>(14)</sup>。だから古墓にみえる法令や文書は、実際の公文書ではなく、その副本と控えや、あるいは廃棄された資料の一部ということになる。



遷陵県をめぐる文書の伝達を、もう一つみておこう。木牘⑧152、158は、三十二年（前二一五）四月の同じ日付をもつ文書である。木牘⑧158は、これと直接的に接続するかは不明であるが、三つの木牘は関連して、官府での文書の流れを知ることができる。

文書のやりとりを図示すれば、つぎのようになる。またここにもえる「御史書」と関連して、⑧153「御史問直絡裙程書」（長二三、幅一・五センチ。図版「湖南十大考古新發現陳列」湖南省博物館）の資料がある。



木牘⑧158は、三十二年四月八日に遷陵守丞の色が、官府にある少内に公文書を送付したものである。その年月は、四月丙午朔であることから、⑧152、158と同じである。この文書に受信の記録はないが、これより先に郡から公文書が伝えられているはずである。その内容は、「書到らば言せ」<sup>もつ</sup>「它是律令の如くせよ」とあり、下達文書である。これが県から、すぐ同日に少内に伝達されている。

木牘⑧152は、この返事かどうか不明であるが、翌日の四月九日に、少内が県廷からの「御史書」を受け取ったと返事をしている。この文書は、佐の処という人物が県に持って来ており、その受信の記録が⑧153である。そして木牘⑧158によると、同じ四月九日に、遷陵守丞の色は、西陽県の丞に、「御史書」を受け取ったと返信している。ただし発信したのは、四月十一日である。これで県の官府での文書のやりとりが復元できる。このように「書到言」と「書已到」のように、文書が届いたことを返信するのも、電子メールと同じ機能である。

ここで注意されるのは、木牘⑧155で上からの公文書の受け取りを返信するとき、「署金布発」という指示である。これまで「署」とは文書に標題を記すことで、「発」とは文書の封泥を開封するとみなされている<sup>(16)</sup>。これによれば、文書を受け取る時「金布が開封する」か、あるいは返信のとき「金布の開封」を指示することになる。また「御史書」に、⑧158のような標題が付けられているとすれば、発信もしくは返信の文書に「金布発」と記すことになる。しかし少内や返信された官府が、その中身を見ないで、ほかに開封を指示するのは不自然である。これについては木牘⑨11〜12で論じたように、「某発」とは担当を明らかにする意味で、添付するファイルの標題ではないかと推測している<sup>(16)</sup>。つまり少内では返信するとき、宛名を付けた「敢言之」という文書のほかに、指示に対する「金布発」という標題の証明を添付して、少内の部署にある財務の責任を明確にしているのではないだろうか。「某発」と記す標題の例は、以下にもみえている<sup>(17)</sup>。

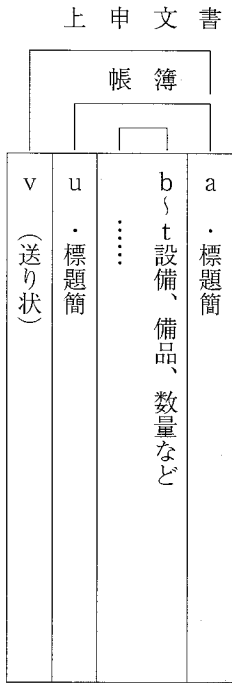
⑧155：廷主「戸發」 木牘：廷戸 發（長一一・八、幅三センチ。凶版「湖南十大考古新發現陳列」）

ともかく⑧156、152、158からは、実際に送付される文書のほかに、発信と本文の控えや、受信と本文の控えが、木牘一枚の形態で処理されている。また「御史書」のタイトル簡や、返信の文面からみれば、本文の保存や、添付ファイルの存在が想定できる。

このように里耶秦簡の文書は、直接的には、漢簡研究の対象とされた中央と地方を結ぶ公文書（宛名と発信者をふくむ文書）の形式ではない。それは郡県内のやりとりであり、1文書を処理した受信・発信の控えや、2文書を保存する副本の形態であることがうかがえる。「簡報」や「発掘報告」では、木牘一枚で完結する内容が多いと報告しており、そこから里耶秦簡は、官府での処理と保存の形態が多いのではないかと推測するのである。

## 二 里耶秦簡の情報システム―管理と運営

それでは簿籍（戸籍や帳簿）の場合は、どのような形態であろうか。すでに居延漢簡では、永田英正氏の研究がある。<sup>18)</sup>それによると、上申文書で多いのは、簿籍や爰書を上級官庁に送る形態といわれる。そして帳簿と送り状との関係は、居延新簡の冊書EJT 37・1537～1538簡（『文物』一九七八年一期）を一例として、つぎのように説明されている。



これによれば、下部にある莫当際（莫当際）の備品リスト（簿籍簡牘）は、橐他候官の「橐他莫当際始建国二年五月守御器

簿」というタイトル簡（標題簡）で挟むことよって帳簿となる。しかしさらに、候官が作成した「始建國二年五月丙寅朔丙寅。棄他守候義。敢言之。謹移莫當際守御器簿一編。敢言之」の送り状（簿籍送達文書簡）を付けることよって、肩水都尉に送られる上申文書になるという。これよって帳簿は、ただ物品リストではなく、上級官庁に送られる古文書（報告書）として理解できるようになった。

このとき永田氏は、候官の下部からは簿籍がすべて送られ、県では控えの簿籍をのぞいて、それらを集約して都尉府に送ったという。<sup>(19)</sup>これが年度末に中央に送られる上計の基礎になる。そして都尉府や候官では、過去の簿籍や、複数の記録を点検して、その内容をチェックした。この辺境の組織では、内郡の県にあたる候官が、行政文書を作成する最末端の機関とみなしている。

こうした点を参考にしながら、里耶秦簡の簿籍について考えてみよう。卷末の表2は、文書と同じように「簡報」のサンプル資料を基礎として、それぞれ受信、本文、発信の欄に記入したものである。また表の下には、その他の資料を追加している。

ここでは、木牘⑩9が注目される。この資料は、二十六年（前二二）五月二〇日に啓陵郷が作成した県への上申を、遷陵県が受信して、本文と発信を控えたものである。その内容は、都郷へ戸籍を移動するにあたって、その人の年齢を問うものである。この文書は、甲辰（五月二四日）に県に届き、それを県の守丞が、ふたたび都郷に下している。これは簿籍の簡牘ではないが、内容が戸籍にかかわる文書も、本文となる文書のほかに、受信―本文―発信の控えを作成していることが確認できる。また移籍の問題を通じて、県の下部にある都郷と啓陵郷で戸籍を作成して、県が全体を掌握していることが注意される。

里耶秦簡には、卒の名籍をうかがわせる資料がある。それは木牘⑨11、12で、陽陵県の債務労役を記した一連の文

書である。<sup>(20)</sup> その要点は、まず陽陵県の司空が、始皇帝三十三年(前二一四)三月から四月にかけて、債務労役の卒十二人の「校券」を備えて県に提出している。それを陽陵県は、三十三年四月に洞庭の郡尉に報告して指示を求めたが返答がなかった。陽陵県は、三十四年六月から八月にかけて、ふたたび洞庭尉の指示をおおいだ。そこで洞庭尉は、所轄の県に一括して通達したらしく、卒十二人の文書が三十五年(前二一三)四月七日の同日に遷陵県に届いている。こうした卒に関する命令と報告が機能するためには、陽陵県、洞庭郡ともに名籍の控えが必要である。また出土した遷陵県でも、これらの卒一人を一枚の木牘に記しているのは、これが伝達される文書の原本ではないことを示している。これもまた「移動する文書」に対する控えであり、ここでは県単位で集約される卒リストの保存が想定される。ただし⑨1〜12の形式は、遷陵県の側からみれば受信と本文のみで、発信の記録はない。

つぎに器物簿の形態を示すのは、木牘⑩147である。

遷陵已計卅四年餘見弩臂百六十九。」・凡百六十九

出弩臂四輪益陽。」出弩臂三輪臨沉。」(・)凡出七。」今八月見弩臂百六十二

この資料は、三十四年(前二一三)に、遷陵県が弩の在庫の帳簿を作成したものである。ここでは、在庫の一六九のうち、益陽と臨沉に貸し出した七弩を差し引いて、現在の計一六二としている。しかしこの木牘は、帳簿の前後に送り状を付けた形跡がなく、上申文書の形式ではない。先の文書の形態から見ると、やはり同じように三十四年に集計した帳簿の控えではないかと推測される。つまり、これを上申文書として送付するときには、送り状を備えた文書の形態で送付するとしても、その控え(副本)を別に残していると考えるのである。また益陽と臨沉への貸し出しには、別に控えが作成されたであろう。これは永田氏が指摘されるように、確認の意味をふくんでおり、もう一つの機能である。

こうした想定は、簿籍の用途にもかかわっている。すなわち簿籍は、戸籍や帳簿の記録であり、上計の基礎になるものである。しかしそれは次期の基本台帳ともなり、それによって人員と在庫の確認や、その増減と欠損などを計算することができる。また簿籍では、以前と比べて増減や、毀損、貸し出しをチェックするためには、双方に控えがなくては次の帳簿作成も困難であろう。したがって県の官府や下部の機構は、送付する上申文書のほかに、必ず控えを保存したのではないかと想定するのである。

ところが簿籍には、さらに行政の運営にかかわる重要な役割がある。それは人員や数量を記録し確認するだけではなく、簿籍によって実際の人員や財務の管理をするという用途をもっている。この点を、戸籍簡と祠先農簡によって補足してみよう。

戸籍簡は、井戸の資料ではなく、古城北の壕の底部(K11)から出土したものである。整理されたのは、一〇枚と残簡一四枚である。完全なもの、長さが四六センチ(秦代の一尺)で、幅は〇・九〜三センチという<sup>(21)</sup>。その一例は、つぎのような形態である。

K 27 (幅一・六センチ、彩版三十六、1、2)

南陽戸人荊不更蛭強		妻曰賺		子小上造□	
子小女子駝		臣曰聚		伍長	
				2	
				1	

『発掘報告』の説明によると、第一欄は、戸主の籍貫、爵位、姓名を記し、ここでは一般に「南陽戸人荊不更某某」の形式<sup>(22)</sup>という。荊は楚国を指し、秦が占領したあとに楚の爵位を記したとする。第二欄には、戸主あるいは兄弟の妻

妾の名、第三欄には戸主の男子の名、第四欄には戸主の女子の名を記している。第五欄は、関連の項目を記すもので、臣（奴隸）や母の名があり、ないものは空白とする。また第五欄の左には、「伍長」と記す例がある。このK27の資料は、写真をみると二枚の木簡であり、第二、第三欄の間には横線を引いている。また二枚目では、第一欄の横は空白になっており、第四、第五欄の間に横線を引いて区分しているが、必ずしも一枚目と平行していない。『発掘報告』では、戸籍の直接的な目的が、徴兵と徴税にあることを指摘している。

この戸籍簡は、数量も限られており検討の余地があるが、完全な簡に「伍長」とあることが注意される。『発掘報告』も指摘するように、秦では民を什伍に編成する制があった。<sup>(23)</sup>しかしそのなかで伍長となるのは、民のすべてではない。したがってこれらの戸籍簡は、官吏の簿籍ではないが、一般庶民のなかでも限られた戸籍の可能性もある。ともかく秦代の戸籍の一例が明らかになった。

そこで里耶秦簡では、想定される官吏の名籍のほかに、以下のような資料がある。

- 1 南陽の「伍長」などの戸籍（古城の戸籍簡牘）
  - 2 二十六年に、県に所属する郷部の管轄で、戸籍が作成されている（木牘<sup>⑬</sup>9）
  - 3 三十二年に里典と郵人の任命に関するやりとりがあり、そのとき啓陵郷に二十七戸がある（木牘<sup>⑭</sup>157）
  - 3 二十六年の「卒算簿」（木牘<sup>⑮</sup>133）
  - 3 三十三年から三十五年におよぶ陽陵県の戍卒の名籍（木牘<sup>⑯</sup>1〜12）
  - 4 二十七年に、県卒と徒隸、債務労役、司寇、隱官、県に踐更する者の簿（簿籍）がある（木牘<sup>⑰</sup>5、6）
  - 5 三十二年に、郵を通じて「徒隸の数」を報告している（木牘<sup>⑱</sup>154）
- こうしてみると、秦代には官吏の名籍のほかに、伍長や、郷里の戸籍、卒の名籍、徒隸や官府にある者の名籍が作

成されている。とくに木牘<sup>⑬</sup>5、6では、県卒と徒隸や、踐更する者を簿籍に登録するだけではなく、それに照らして労働を徴発する状況がうかがえる。これは簿籍が、実際に労役の運営に使われることを示している。ここから簿籍の役割は、人員を登録して定期に上部に報告する原簿となるだけではなく、少なくとも県廷では、その簿籍を保存しており、それを官府の運営に利用していることが推測される。これは簿籍を上申文書とする文書システムをこえて、文字資料による人事や労役の管理・運用という情報システムの側面である。

さらに里耶秦簡には、物品の出入と財務に関する祠先農簡がある。張春龍氏によれば、この資料は錢と穀物・物の三種類に分かれ、この形式が全体の一割をこえるとい<sup>24</sup>う。紹介された祠先農簡は、すべて三十二年（前二一五）三月二十日の日付で、その形式は大きく二つに分かれる。一つは、祭祀の物品を準備するもので、倉官の是（名）と、佐の狗（名）が、先農を祠するために、倉庫の穀物や塩、酒、肉などを出している。

⑬6639、⑭7622：卅二年三月丁丑朔丙申。倉是佐狗出牂（一）以祠先農。

⑬6656、⑭5434：卅二年三月丁丑朔丙申。倉是佐狗出黍米四斗以祠先農。

もう一つは、先農の祭祀が終わったあと、倉官の是と、佐の狗が、その穀物や塩、酒、肉などを払い下げて売るのである。その完全な形式は、つぎのようにみえ、ここでは令史がチェックをして、「狗手」のサインがある。

⑬649、⑭679：卅二年三月丁丑朔丙申。倉是佐狗出祠（先）農餘徹豚肉一斗半斗。賣于城且赫。所取錢四。令史尚視平。狗手

⑬650、⑭652：卅二年三月丁丑朔丙申。倉是佐狗出祠（先）農餘徹酒一斗半斗。賣于城且取。所取錢一。衛之一斗半斗一錢。令史尚視平。狗手

そのほかは一部の残簡であるが、この形式がわかれば、あとは倉庫から出されたり、売り出される物品の名と量、



売る相手の名前がちがうだけである。そこで物品の記事だけを取り出せば、つぎの例が追加できる。

⑭4 「鹽四分升」、⑮451 「鹽四分升」、⑯286 「糶」、⑰398 「黍米四斗」、⑱493 「黍四斗。卅二年三月丙申……」、⑳66 「食七斗」、㉑300、764 「羊頭一、足四」、㉒654、㉓480 「肉汁二斗」、㉔675、㉕290 「肉二斗」、㉖88 「酒一斗半斗」

『発掘報告』は、対象となる先農は文献にみえる「神農」の可能性があり、祭祀の物品は少年にあたるとみなしている。また祠先農簡の写真是掲載されていないが、張春龍氏はつぎのように形状を説明している。券の両面は中間が高い形状で、長さは三七センチ（約一・六尺）、幅は一・三〜一・七センチである。作成するときには、書写とあわせて刻歯をしたあと、ふたたび両面を半分にしていう。そこで祠先農簡は、券の形状をもつことがわかるが、その名称は不明である。ただし⑧NT「箭牌（彩版二十四、1）」には、別の年の資料であるが、倉庫の穀物に関する「出入券」という用語があり、大きく見れば祠先農簡も出入券にふくまれると推測される。

卅四年四月盡九月。倉曹當計禾稼出入券以計及縣相付受（授）廷 第甲

そこで祠先農簡の用途と、簿籍との関連が問題となる。すでに睡虎地秦簡には、倉庫の管理に関する規定（倉律、效律など）がある。ここでは倉庫に穀物を出し入れするとき、県嗇夫か丞と、倉官、郷官を交えて封印をする。そして県では、倉庫から穀物を出して支出することになるが、そのとき帳簿で確認するようになっていいる。また県では、厩籍（倉庫の帳簿）を作成して、それを内史に報告している。このような経過から見れば、秦代でも倉庫の管理には、出入を記した帳簿を作成し、それを上級の官府に報告していたことが想定できる。

しかし祠先農簡は、こうした倉庫の帳簿や、上級に報告する厩籍の形態ではない。それは刻歯があることから、帳簿とは別に作成され、物品の支出をする際に確認をする出入券の一種とおもわれる。とすれば祠先農簡をふくむ出入

券は、送付する文書としての簿籍（決算書）や、物品を確認するための原簿ではなく、実際に物品を出入する際に、確認と不正の防止をするために必要な券であると推測される。また里耶秦簡では、竹筭に付けられたとおもわれる筭牌をのぞいて未見であるが、居延漢簡などで物品を送付する際の検（荷札木簡）も、こうした実務をおこなう資料といえよう。

ここから秦代では、文書につづいて、簿籍においても、送付する原本（報告書）のほかに、それぞれの官府と部署で控えを取って保存し、さらに券などによって物品の管理をしていることがわかる。つまり郡県では、戸籍は人事と労役にかかわり、倉庫の管理は財務そのものであった。これもまた里耶秦簡が、通信される帳簿よりも、控えとなる資料が多いことを示唆している。そして木簡・木牘（文字資料）によって人事や労役、財務の管理をする機能は、文書行政をこえて、行政の運営を支える秦帝国の情報システムといえるものである。

### 三 秦帝国の社会システム

これまで秦漢時代では、郵や行政機構によって通信される文書行政と、その書式などが考察されてきた。その形式は、1 文書行政の基準となる暦譜や、2 皇帝の詔書、命令（法令をふくむ）、3 中央からの命令・通達（宛名と発信者をふくむ下達文書）、4 郡県内での命令・上申・移行文書（行政文書、簿籍類をふくむ）などである。

里耶秦簡には、このような文書行政をうかがわせる封検や、行書に関する資料がある。しかし公開された資料では、通信した文書の実物よりも、県の官府で文書の伝達や処理をするために、控えや副本、簿籍の原簿、出入券などの形態（データベース、資料庫）を示している。

一、文書の受信と発信記録をふくむ処理の控え（電子メールの機能）

二、文書に付けられた添付ファイル

三、保存された文書、簿籍（データファイル）

四、出入の実務をおこなうための出入券（財務管理の資料）など

五、筒牌、物品に付ける検（荷札木簡）など

そして木牘の機能は、送付した公文書を確認する控えとして、処理の記録や副本を保存するとともに、人事や労役、財務の管理と運営をするために、文字資料として使われたものが多いとみなした。したがって秦帝国では、すでに統一後の南方社会で、地方統治の情報システムが実施されていたことになる。これは秦の統一によって初めて整備されたのではなく、さかのぼって戦国秦に形成されていたことを想定しなくてはならない。これは里耶秦簡で明らかになった、郡県制の構造に関する大きな貢献である。

そこで問題となるのは、秦帝国ではこのような地方統治の情報システムができていながら、なぜ短期間で滅亡したのかということである。これは明らかに郡県制や、文書行政、情報システムの不備によるものではない。ここに秦帝国の郡県制を考える手がかりがあるようにおもう。その参考として、睡虎地秦簡と張家山漢簡『二年律令』のうち、文書に関する規定をみておこう。

すでに睡虎地秦簡の「行書律」には、「文書を伝送したり受信するときは、必ずその発信と受信の日月と朝夕を記し、そのたびに互いに報告せよ。文書を紛失した場合は、すみやかに官府に告げよ」という規定があった。これは里耶秦簡でも厳密に守られている。

つぎに張家山漢簡には、「行書律」のほかに文書に関する規定がある。<sup>(28)</sup>たとえば「賊律」には、文書の封印を毀し

て、他の封印をした者は「耐して隸臣妾」とする（一六簡）。文書では、誤って文字の多少があったり、誤字、脱字があったときは、罰金一兩とする。ただしその事が実行されなければ、罪に問わない（一七簡）などである。こうした規定は、文書行政を実行するために必要な項目である。

しかし「賊律」には、さらに文書の不正に関する罰則がある。<sup>(28)</sup>たとえば、皇帝の璽印や、徹侯の印、小官印を偽造した場合の罰則がある（九簡、一〇簡）。上書などで欺けば「完して城旦舂」とし（一一簡）、文書の偽造には「黥して城旦舂」としている（一三簡）。また文書を盗んだり捨てたりして、それが官印以上の文書であれば、耐罪とする（五三簡）。これらは官吏の怠慢や不注意という範囲をこえて、意図的に文書の偽造や改ざん、隠匿を示している。

「賊律」には、公文書の送付ではなく、先にみた券書の類に関する規定もある。それは一四〜一五簡に、券書を偽って増減したり、文書で偽って副本を取らずして、負債をのがれたり、賞賜や財物を受けた場合には、それを盗罪としている。<sup>(30)</sup>このような状況は、里耶秦簡でみた情報システムの運用範囲に入る罰則である。

このように秦律を継承した漢初の張家山漢簡『二年律令』では、たしかに公文書を確実に作成するために、厳格な規定が設けられている。しかし「賊律」に、文書の偽造や不正に関する罰則があることからすれば、こうした規定は、官吏の不正を防止するためにも必要だったのである。<sup>(31)</sup>

そこで思い出されるのは、木牘<sup>(6)</sup> 5、6の命令である。ここでは中央の規定に対して、洞庭郡守が、所属の県の輸送労働に対して、農業がはじまる時期の民の徴発に制限をしていた。したがって秦帝国では、けっしてむやみに民を徴発したり、刑罰で取り締まったのではないことがわかる。しかし張家山漢簡の規定を参考にすれば、郡県制の情報システムには、官僚や官吏たちによって文書の偽造や不正などが行われるという欠陥があったとおもわれる。だから木牘<sup>(6)</sup> 5、6では、民をむやみに徴発した者を県で論断し、その名前を郡に知らせるように命令している。ここから

は文書の不正とともに、命令を実施する際に、官吏の怠慢や不実が起ることを予想している。

したがって、秦が占領した地域に官吏の不正や横暴があれば、それは民衆の反発と不満を招くことになる。ここから秦の郡県制と情報システムは、その原理に不備があつたのではなく、その運用において偽造と不正などを防止するシステムが十分に機能しなかつたのではないかと推測される。

このように考えると、睡虎地秦簡「語書」についても別の見方ができそうである。これまで「語書」は、秦の占領地である楚の地域に「邪悪な習俗」が残っており、秦の律令に従わないため、南郡の長官が県・道の畜夫たちに秦の法令に従うように命令したと、おおむね理解してきた。<sup>(32)</sup>つまり「語書」は、旧楚の人びとに対する命令であり、ここに戦国秦と楚の軋轢がみえるというわけである。この一面は間違いない。しかし里耶秦簡の情報システムを知り、木牘<sup>⑩</sup>5、6の命令や、張家山漢簡の官吏に対する罰則をみると、それは秦の官吏にも通用することがわかる。すなわち「語書」では、直接的に文書の偽造や不正を述べていないが、秦の官吏に対して法令を遵守する規定と解釈することもできよう。

秦の郡県制では、睡虎地秦簡や里耶秦簡にみられるように、約二二〇〇年前に行政制度とそれを運用する情報システムの原理が整っていた。これに則れば地方官府でも、法令や刑罰、裁判、治安維持、徴税と徭役などの運用をすることができるといえる。だからこそ伝統中国の地方行政では、県を末端の単位とする郡県制（後世では州県制）が、その社会基盤となつたのである。<sup>(33)</sup>しかし秦の情報システムには、装置としての原理は整っていたが、それを実施する時点で、不正や偽造などの余地があつたとおもわれる。これは後世の中国史でもなお解決されていない問題であり、地方行政の欠陥の一つとなる。

しかし秦の滅亡を考えると、地方行政の不備だけが原因であつたとはおもえない。たしかに秦末では、陳涉・呉

広の叛乱をはじめ、最後の占領地である東方地域の蜂起が、秦の官吏の横暴に対して始まった可能性がある。ただし楚漢戦争の経過をみれば、それは直接的に秦帝国の滅亡には接続しないとおもわれる。<sup>34)</sup>つまり秦帝国では、中央の王権と地方行政の統治システムが、十分に連結する仕組みではなかったようにおもわれる。

里耶秦簡には、始皇帝の人物像や、秦の滅亡に関連する資料はみえていない。しかしその資料の内容からは、秦の興亡についても再検討できると考えている。

それは一に、統一後に始皇帝が東方を巡行する意義である。というのは、郡県制を東方に徹底させるには、文書行政と情報システムの施行で十分であろう。したがって皇帝の巡行は、地方行政の遵守とは必ずしも直結しないことがあげられ、あらためて巡行の意義や、東方社会の情勢を考える必要がある。

二は、秦王朝が滅亡することは、少なくとも地方統治の不備だけが要因ではないということである。ただし『史記』秦始皇本紀をみれば、始皇帝の死後、どのように後継者を決定するかという装置は、中央の法制と情報システムによっても、みずから形成していなかったこともうかがえる。だから秦帝国では、広く祭祀や習俗をふくむ社会システムを考える必要がある。また二世皇帝の体制では、王権のあり方について、多くの王族が殺され、それをバックアップする貴族たちが誅殺されたり離反することを再検討する必要があるとおもわれる。

三に、これまで公表された里耶秦簡は、ほとんど『史記』にみえない情報である。『史記』秦始皇本紀の事件と里耶秦簡の内容は、直接的には結びつかない。しかしそれは、公開された資料の少なさが原因ではないと考えている。里耶秦簡との相違は、司馬遷が利用した情報との違いを示しており、中央と地方の行政にかかわる丞相・御史大夫や、廷尉の系統の資料をあまり採用していないことに関連している。<sup>35)</sup>

このように秦代では、文書行政や、里耶秦簡の情報システムをこえて、さらに祭祀や習俗などの要因をふくむあり

方を、広く秦帝国の社会システムとみなしている。ただし里耶秦簡は、その内容が限定されるとはいえ、秦代社会の実情を示しており、『史記』秦代史の復元にとって重要な資料であることがわかる。

## おわりに

里耶秦簡は、まだ一部のサンプル資料が公表されているにすぎない。したがって秦代の郡県制と南方社会の実態について、その全貌が明らかになるのは、全体の簡牘が公開されてからということになる。また『史記』秦始皇本紀の叙述とあわせて、秦代の歴史や制度を再構成してゆくことも今後の課題となる。

しかし里耶秦簡は、公表された資料だけでも、新しい文書形式を追加することができ、戦国と秦漢時代の出土資料をつなぐ役割をもっている。その内容は、中央と郡県の文書行政だけではなく、県レベルの官府で簡牘の文書や簿籍を処理しながら、すでに統治を支える体系ができていたことがうかがえる。このパターンは、里耶秦簡の公表が進んでも変わることはない。ただしその数量と用例がふえれば、新たな形式を追加することになる。本稿で試みたのは、こうした里耶秦簡の全貌を予測するために、現時点での情報システムの原理を考察したものである。その要点は、つぎの通りである。

一、洞庭郡の県では、上級の官府から封印された公文書を受け取り、それを下部機構に伝達していた。同じように、県は下部からの文書を受け取り、上級の官府に報告している。これらは、いわゆる下達文書と上申文書である。しかし重要なのは、サンプル資料が「移動する公文書」の実物ではなく、それを木牘で処理した控えの形式となっていることである。その基本単位は県であり、その下部の組織や郷をふくめて文書の集約をしている。ここから里耶秦簡は、

県の官府での処理と保存の形態が多いことが推測される。

二、文書の処理では、現代の電子メールのように、受信と発信の記録、文書の本文を木牘一枚の表裏に記すことによつて、文書を転送した控えとなつている。その形式には、つぎのようなものがある。

1 受信の記録―文書の本文      2 文書の本文―発信の記録      3 受信の記録―文書の本文―発信の記録

電子メールと異なるのは、時間と空間をこえて送信できないために、別に郵あるいは行政の施設によつて公文書を配送する点である。ただし控えを保存し、情報を処理するという原理は、すでに木牘という形態で実施されていることが注意される。

三、簿籍（帳簿と戸籍）の処理では、本文と受信・発信の控えを作成するほかに、本文だけの資料もある。また木牘⑨1、12は、一見すると洞庭郡の尉から伝達された受信の記録と、文書の本文を記したものであるが、これは県の下部に転送する控えではない。それは陽陵県の戍卒のリストに付随する文書を写したものであり、それが一括して保存された形態となつている。したがつて文書と簿籍には、処理の控えとともに、その本文だけを保存する形態がある。この形態は、睡虎地秦簡「語書」などの古墓の資料と共通している。同じように原理としては、受信や発信記録だけを保存することも可能であり、こうした形態は戦国楚の包山楚簡にみえている。

四、このとき注意されるのは、発信する文書に対して、添付する別の文書を記すケースである。里耶秦簡では、たしかに本文に加えて、証明となる別添の文書を送付するという資料がある。これは添付ファイルの存在である。

しかし里耶秦簡では、こうした文書システムにくわえて、さらに文字資料によつて人事や労役、財務などを管理する状況がうかがえる。

五、戸籍と帳簿では、それぞれの記録を作成するとともに、それを管理するための資料としている。その一例は、



作成したあととも移動や増減を比べ、管理と徴発をするための戸籍である。また里耶秦簡の1割以上を占めるのは、祠先農簡のような資料といわれている。こうした出入券の類は、上申文書として送付したり、控えとして保存しておくほかに、倉庫の穀物や銭・物資などの出入を管理するために作成したと推測される。したがって、このように木簡・木牘（文字資料）によって人事や労役、財務などの管理をする方式は、広く地方統治の運営にかかわる情報システムといえるのである。その保存は、竹筒に入れる場合がある<sup>(39)</sup>。

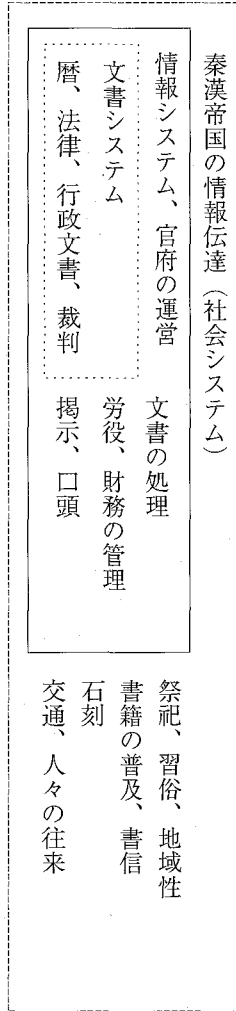
六、そこで問題となるのは、秦帝国では地方統治の情報システムができていながら、なぜ短期間で滅亡したのかということである。これは明らかに、郡県制の不備によるものではない。また木牘<sup>⑤</sup>、6の命令をみれば、輸送の労働力に対して農繁期の配慮をしており、けっしてむやみに民を徴発していない。しかし張家山漢簡『二年律令』の規定などを参考にすれば、この情報システムには欠陥があった。それは官僚や吏民たちによって、文書の偽造や、不正などの余地があり、また占領した地域に官吏の横暴があれば、それは民衆の反発と不満を招くことになる。したがって秦の郡県制と情報システムは、その原理に不備があったのではなく、その実際の運用において、実行のおこたりや、偽造と不正などを防止する機能が十分ではなかったと予想される。

七、また秦帝国の滅亡という点からみれば、王権をめぐる支配者と、中央と地方統治の情報システムとは、直接的に結びつかないとおもわれる。そして始皇帝が亡くなったあと、後継者を決定するという問題は、二世皇帝の体制での王族や貴族たちの動向をふくめて、王権との関係を再検討する必要があるのではないだろうか。これは漢王朝の初期に、秦の郡県制と情報システムを継承しながら、劉氏一族と諸侯王や、外戚の呂氏一族の間で混乱がみられることにもつながる一視点となる。

里耶秦簡をめぐる問題は、さらに多岐にわたっている。本稿では、文書システムをもとに、行政の運営を支える体

系を情報システムとみなして、その情報伝達のあり方を考察してきた。この視点からみれば、まさしく里耶秦簡は秦代の情報システムを示す資料群（データベース）であり、漢王朝の構造を知るためにも貴重であると考えている。<sup>37)</sup>

試みに、秦漢時代の情報伝達について概略を示せば、つぎのようなモデル図になる。従来の研究は、文書システム（文書行政）に関心が集中していた。これに対して司馬遷は、中央の文書の一部と、地方に分散した書籍などと共通する資料を素材としながら、地方官府の資料は、ほとんど利用していない。



注

(1) このほか訳注、図録などには、以下のものが公刊されている。

- ・湖南省文物考古研究所「湖南龍山県里耶戰國秦漢城址及秦代簡牘」(『考古』二〇〇三年七期)
- ・里耶秦簡講読会「里耶秦簡訳註」(『中国出土資料研究』八、二〇〇四年)
- ・里耶秦簡講読会「里耶秦簡研究ノート」(『中国出土資料研究』九、二〇〇五年)
- ・馬怡「里耶秦簡選校」(武漢大学簡帛研究中心網站、二〇〇五年一月)
- ・『湖南十大考古新發現陳列』(湖南省博物館)

(2) 『発掘報告』では、西水流域の里耶古城遺址のほか、麦茶戦国墓地、清水坪西漢墓地、大板漢代墓地、魏家寨西漢城址、大板東漢遺址を紹介している。里耶古城は、出土した陶器から、第一期・戦国中期・戦国末期の楚文化、第二期・秦代の秦文化、第三期・前漢に分期している。

(3) 凡国棟「里耶秦簡文献目録」(武漢大学簡帛研究中心網站、二〇〇七年二月)。ここでは文書の伝達に関連する論文を中心とする。

(4) 拙稿「中国古代の秦と巴蜀、楚」(二〇〇三)、「長江流域と巴蜀、楚の地域文化」(雄山閣、二〇〇六年)、同「史記」秦漢史像の復元」(日本秦漢史学会会報)五、二〇〇四年)、同「里耶秦簡と秦代郡県の社会」(愛媛大学法文学部論集)人文学科編一九、二〇〇五年)、同「里耶秦簡の文書形態と情報伝達」(愛媛大学法文学部論集)人文学科編二二、二〇〇六年)。

(5) 情報システム (Information System) とは、コンピュータを使わなくても、文字資料によって企業や官庁などの人事、財務などを管理することを指している。これを秦漢時代でいえば、郡県制の統治(行政、財政システム)は、広い意味で情報システムとほぼ重なることになる。

(6) 李均明「秦文書芻議―従出土簡牘談起」(『初学録』蘭台出版社、一九九九年)。

(7) 交通と郵の制度については、王子今「秦漢交通史稿」(中京中央党校出版社、一九九四年)、高敏「秦漢郵伝制度考略」(一九八五、「秦漢史探討」中州古籍出版社、一九九八年)、エノ・ギール「郵」制攷」(『東洋史研究』六三―二、二〇〇四年)など。文書行政については、大庭脩「木簡」(学生社、一九七九年)、永田英正「文書行政」(『殷周秦漢時代史の基本問題』汲古書院、二〇〇一年)、彭浩「読張家山漢簡《行書律》」(『文物』二〇〇二年九期)など。

(8) 行書の規定は、鶴飼昌男「居延漢簡にみえる文書の通伝について」(『史泉』六〇、一九八四年)、初山明「中国の文書行政」(『文字と古代日本』二二、吉川弘文館、二〇〇五年)など。また張家山漢簡『奏讞書』にも、文書を留めた罰則の案件がある。ここでは「張家山漢墓竹簡」(二四七号墓)〔文物出版社、二〇〇一年〕の写真と、『張家山漢墓竹簡』(二四七号墓)「积文修訂本」(文物出版社、二〇〇六年)の积文により、読替の文字で示す。

・河東守讞。郵人官大夫内留書八日。詐更其檄書辟留。疑罪。・廷報。内當以為偽書論。(六〇簡)

(9) 『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)『秦律十八種』の行書律一八四、八五簡に「行傳書・受書。必書其起及到日月夙暮。

以輒相報也。書有亡者。亟告官。隸臣妾老弱及不可誠仁者勿令。書廷辟有曰報。宜到不來者。追之。行書」とあり、内史雜律一八八簡に「有事請也。必以書。毋口請。毋羈請。内史雜」とある。

- (10) 「簡報」では、遷陵と洞庭郡を、始発地と到達地とするが、馬怡前掲「里耶秦簡選校」は、日安「里耶識小」(簡帛研究網站)に従い、漢簡の用例と同じように、遷陵が目的地で、洞庭郡を始発地とする。これは初山明「山は隔て、川は結ぶ―里耶発掘報告」を読む(『東方』三一五、二〇〇七年)も同じである。また『発掘報告』では、⑨⑧③「酉陽 洞庭」を酉陽へ郵を以て洞庭郡から行るの省略とみならず、あるいは郵とは別に伝達する表現かもしれない。

このほか封泥匣J1150には「軹以郵行河内」という文面があり、『発掘報告』一八〇頁では、軹から河内へ送った物品が、何らかの事情で遷陵県に転送されたとする。これも河内郡から軹県への送付となる。

- (11) 里耶秦簡の公文書の形式は、李学勤「初読里耶秦簡」(『文物』二〇〇三年一期)、汪桂海「從湘西里耶秦簡看秦官文書制度」(『簡牘研究』二〇〇四) 広西師範大学出版社、二〇〇六年)などに考察がある。汪氏は、秦簡と漢簡の形式が異なるものは、漢代に発展すると理解しているが、県での処理の控えと保存や、文書による管理と運営という側面には、あまり注意していない。

- (12) 拙稿前掲「里耶秦簡と秦代郡県の社会」。

- (13) 拙稿「包山楚簡と楚国の情報伝達」(『中国研究集刊』別冊特別号、総三八、二〇〇五年)、同「包山楚簡及其伝達の楚国信息」(『簡帛研究』二〇〇四) 広西師範大学出版社、二〇〇六年)。

- (14) 拙稿前掲「里耶秦簡の文書形態と情報伝達」。

- (15) 前掲「里耶秦簡訳註」、初山明「湖南龍山里耶秦簡概述」(『中国古代訴訟制度の研究』京都大学出版会、二〇〇六年)に説明がある。

- (16) 拙稿前掲「里耶秦簡の文書形態と情報伝達」。

- (17) 初山前掲「山は隔て、川は結ぶ」では、封泥匣⑦5「洞庭泰(太)守府。尉曹發。以郵行」の文面について、「洞庭郡太守府から發送。(遷陵県の)尉曹が開封せよ。郵をリレーして送れ」と解釈している。この文面は「宛名と発信先」を記す形式とはちがって、この封検だけでは、どこに伝達するか不明である。またこの理解では、主語が洞庭郡―遷陵県―洞庭郡となって混交することにな

る。そこで封検の文面は、少なくとも、1宛名と発信先を記す形式、2発信先だけの形式がある。後者には宛名がなく、これは⑧「155『廷主戸発』、『湖南十大考古新發現陳列』の木牘「廷戸発」の形式も同じである。そのため2は添付される封検の形式で、そこに「某発」などの表現があるのではないかとおもう。

また『発掘報告』一八〇頁では、別の封泥匣に物品の名称と数量を記すというが、それはJ11-91「錢三百……」、J11-8「白穀三斗」、J11-83「黃穀六斗」などである。これらの封検に宛名はなく、おそらく物品を入れた袋などに付けられたものである。とすれば文書の伝達では、宛名を書いた封検のほかにも、発信先と伝達の指示だけを書いた形式が想定される。

(18) 永田英正『居延漢簡の研究』第一部第三章「簿籍簡牘の諸様式の分析」(同朋舎出版、一九八九年)、同前掲「文書行政」に詳しい。

(19) 文書の伝達では、少し追加する点がある。それは永田氏も指摘されたように、簿籍の場合にも、出土した官府の作成した送り状がみえることで、これは送り状の控えか下書きとみなしている。たしかに大湾(肩水都尉府)出土の居延漢簡五一・四〇簡には、「本始三年八月戊寅朔癸巳。張掖肩水都尉……受奉賦名籍一編。敢言之」とあり、都尉府から上申する送り状がある(『居延新簡甲乙編』中華書局、一九八〇年)。

またエチナ漢簡(魏堅主編『頡濟納漢簡』広西師範大学出版社、二〇〇五年)では、候官の下部にある隧の単位でも、送り状を記した文書(200ES9SF3:2A)が出土している。

始建國三年三月癸亥朔壬戌。第十隧長育敢言之。謹移卒不任候望名籍一編。敢言之。

したがって、これから推測されるのは、候官より以下の部署でも、送付する原本のほかに写しを取っており、候官や都尉府でも、送付する文書とは別に控えを取ることが要求されたのではないかと推測される。

(20) この資料は、邢義田「湖南龍山里耶J11-85和J11-91-12号秦牘的文书構成・筆跡和原檔存放形式」(『簡帛』第一輯、武漢大學簡帛研究中心、二〇〇六年)、片野竜太郎「里耶秦簡に見える債務労役」(前掲「里耶秦簡研究ノート」)などに考察があり、拙稿前掲「里耶秦簡の文書形態と情報伝達」では保存との関係を論じた。

(21) 『発掘報告』二〇三頁。

- (22) 『発掘報告』二〇八―二一〇頁。
- (23) 什伍に編成については、これまで多くの研究があるが、最近では水間大輔「戦国秦漢期の伍制における保証制度」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四六輯第四分冊、二〇〇一年)、同「戦国秦漢期の伍連座制による民衆支配」(『中国出土資料研究』五、二〇〇一年)などの考察がある。
- (24) 張春龍「里耶秦簡校券和戸籍簡」(『中国簡帛学國際論壇二〇〇六論文集』武漢大学、台湾大学、シカゴ大学、二〇〇六年)。
- (25) 同右「里耶秦簡校券和戸籍簡」。
- (26) 『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)。太田幸男「湖北睡虎地出土秦律の倉律をめぐって(一、二)」(一九八〇)、同「同追捕」(一九九二、以上、改訂して『中国古代国家形成史論』に収録、汲古書院、二〇〇七年)、大櫛敦弘「秦代国家の穀倉制度」(『海南史学』二八、一九九〇年)、同「雲夢秦簡倉律より見た戦国秦の穀倉制度」(『海南史学』三〇、一九九二年)など。
- (27) 券の名称では、木牘⑧に二一六年度の船を貸し出した「責券」や、木牘⑨11―12に、三十三年に陽陵県の卒の「錢校券」がある。
- (28) 張家山漢簡「賊律」に、  
毀封、以它完封印印之、耐爲隸臣妾。(一六簡)  
□□□而誤多少其實、及誤脫字、罰金一兩。誤、其事可行者、勿論。(一七簡)
- (29) 張家山漢簡「賊律」に、  
偽寫皇帝信璽・皇帝行璽・要(腰)斬以勻(徇)。(九簡)  
偽寫徹侯印、棄市。小官印、完爲城旦舂……(一〇簡)  
諸上書及有言也自謾、完爲城旦舂。其誤不審、罰金四兩。(一一簡)  
爲偽書者、黥爲城旦舂。(一二簡) 盜書、棄書官印以上、耐。(一三簡)
- (30) 張家山漢簡「賊律」に、  
……諸(詐)增減券書、及爲書故(詐)弗副、其以避負債、若受賞賜財物、皆坐臧(贓)爲盜。其以避論、及所不當【得爲】、以所避罪罪之。所避毋罪名、罪名不盈四兩、及毋避也、皆罰金四兩。(一四―一五簡)

(31) 張家山漢簡『奏讞書』五五簡に、簿籍を偽って城旦を使役した案件がある。

・蜀守臧。佐啓・主徒令史冰私使城旦環為家作。告啓。啓詐簿曰治官府。疑罪。・廷報。啓為偽書也。

(32) 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』（創文社、一九九八年）など。

(33) 拙著前掲『中国古代国家と郡県社会』終章。伝統中国では、郡や州の変動にもかかわらず、おおむね県は一五〇〇前後で推移している。

(34) 拙稿前掲『史記』秦漢史像の復元。

(35) 『史記』の取材と出土資料については、拙稿『簡牘・帛書の発見と『史記』研究』（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編一二、二〇〇二年）、同『簡帛発現与『史記』研究』（『簡帛研究』二〇〇二、二〇〇三）『広西師範大学出版社、二〇〇五年』、同『史記』の素材と出土資料』（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編二〇、二〇〇六年）で論じている。

(36) 『奏讞書』の始皇帝一十七、二十八年（前二二〇、二一九）の「南郡卒史蓋廬攀田假卒史鵬復攸庫等獄簿」には、蒼梧の利郷で反乱があり、新黔首を徵発し、そのとき三度の名籍の副本を一笥に一緒に入れた記述がある。また『発掘報告』では、吏曹、倉曹の半年単位の文書を入れた簡牘がある（卷末資料）。これもファイルの保存であり、伝達する公文書ではない。

(37) 同じように、西北の都尉府より以下にある候官や隧、関所、懸泉置など限られた施設の漢簡も、文書行政と情報システムの視点から再検討できるとおもわれる。また長沙走馬楼三国呉簡の「吏民田家煎」や、倉庫の賦税納入簡、名籍、年紀簿なども、地方官府の文書行政だけではなく、管理と運営の情報システムとみなせるものがあり、こうしたデータベースが紙と併用される木簡となるのかもしれない。走馬楼簡牘整理組編著『長沙走馬楼三国呉簡・竹簡（壹）』（文物出版社、二〇〇三年）、胡平生・李天虹『長江流域出土簡牘与研究』（湖北教育出版社、二〇〇四年）、關尾史郎『史料群としての長沙呉簡・試論』（『木簡研究』二七、二〇〇五年）など。

表1 遷陵県における文書の処理

番号	受信	文書(本文)の内容	発信
⑩ 5	三月癸丑水 下盡□。陽 陵士□匄以 来。／邪手。  〔二〕月癸 卯水十一刻 刻下九。求 盜簪喪陽成 辰以来。／ 羽手	廿七年二月丙子朔庚寅。洞庭守禮謂縣齋夫、卒史嘉、假卒史毅、屬尉。令曰。傳送委輸。必先悉行城旦舂、隸臣妾、居贖贖債。急事不可留。乃興繇。今洞庭兵輸內史及巴、南郡、蒼梧。輸甲兵當傳者多。即傳之。必先悉行乘城卒、隸臣妾、城旦舂、鬼薪白粲、居贖贖債、司寇、隱官、踐更縣者。田時也。不欲興黔首。嘉、毅、尉各謹案所部縣卒、徒隸、居贖贖債、司寇、隱官、踐更縣者簿。有可令傳甲兵。縣弗令傳之而興黔首。興黔首可省少、弗省少而多興者。輒劾移縣。縣亟以律令具論。當坐者言名史泰守府。嘉、毅、尉在所縣上書。嘉、毅、尉令人日夜端行。它如律令。	〔三〕月丙辰。遷陵丞歐敢告尉。告鄉司空倉主。前書已下。重聽書從事。尉別都鄉司空。司空傳倉。都鄉別啓陵・貳春。皆弗留脫。它如律令。／鈎手。丙辰水下四刻。隸臣尚行。
⑩ 6	□〔月〕戊 申夕。士伍 巫下里閉令 以来。／慶 手	〔同文〕	三月庚戌。遷陵守丞敦狐敢告尉。告鄉司空倉主。聽書從事。尉別書都鄉司空。司空傳倉。都鄉別啓陵・貳春。皆勿留脫。它如律令。／鈎手。庚戌水下□刻。走招行尉。三月戊午。遷陵丞歐敢言之。写上。敢言之。／鈎手。己未旦。令史犯行。
⑨ 984	八月壬辰。 水下八刻。 隸妾以来。 ／□手	廿八年八月戊辰朔丁丑。西陽守丞□敢告遷陵丞主。停里士伍順小妾□餘有律。事□□□□遷□令史可聽書從事□□□	八月甲午。遷陵拔詣都鄉齋夫以律令從事。／朝手。即走印行都鄉。
⑨ 981	九月庚午 旦。佐壬以 来。／扁 發。	卅年九月丙辰朔己巳。田官守敬敢言之。廷曰。令居贖目取船弗豫。謾曰亡。亡不定言。論及護問不亡定。謾者嘗遣詣廷。問之。船亡審。漚泉。遇甲寅夜水多。漚流包船。船繫絕。亡求未得。此以未定。史遂將作者汜中。具志已前上。遣佐王操副詣廷。敢言之。	なし
⑧ 134	〔八〕月戊 寅。走己巳 以来。／慶 手	廿六年八月庚戌朔丙子。司空守樛敢言。前日言。鏡陵濫陰狼假遷陵公船一。表三丈三尺。名曰樛。以求故荆積瓦。未歸船。狼屬司馬昌官。謁告昌官令狼歸船。報曰。狼有逮。在覆獄已卒史袁・義所。今写校券一牒。上謁言已卒史袁・義所。問狼船存所。其亡之。為責券移遷陵。弗□□厲。謁報。敢言之。	九月庚辰。遷陵守丞敦狐敢言。司空自以二月假狼船。何故□□辟□。今而誦曰。謁問覆獄卒史袁・義。袁・義事已。不知所居。其聽書從事。／慶手。即令□□行司空。
⑧ 157	正月丁酉 日。食時。 隸妾冉以 来。／欣發	卅二年正月戊寅朔甲午。啓陵鄉夫敢言之。成里典啓陵郵人欽。除士伍成里句・成。成為典。句為郵人。謁令、尉以從事。敢言之。	正月戊寅朔丁酉。遷陵丞昌卻之。啓陵廿七戶已有一典。今有除成為典。何律令。應尉已除成。句為啓陵郵人。其以律令。／氣手／正月戊戌日中。守府快行。
⑧ 156	なし	A 四月丙午朔癸丑。遷陵守丞色下少內謹案致之。書到言。署金布發。它如律令。／欣手	四月癸丑。水十一刻刻下五。守府快行少內。
⑧ 152	四月甲寅日 中。佐處以 来。／欣發。	B 卅二年四月丙午朔甲寅。少內守是敢言之。廷下御史書。舉事可為恒程者。洞庭上裙直書到言。今書已到。敢言之。	なし
⑧ 158	なし	C 卅二年四月丙午朔甲寅。遷陵守丞色敢告西陽丞主、令史。下絡裙直書已到。敢告主。	四月丙辰旦。守府快行旁。欣手



表2 遷陵県における簿籍の処理

番号	受信	簿籍に関する資料	発信
⑩ 9	甲辰水十一刻刻下者十刻。不更成里午以来。／隼手	廿六年五月辛巳朔庚子。啓陵郷□敢言之。都郷守嘉言。渚里□……効等十七戸。都郷皆不移年籍。今日移籍。・今問之効等徒……書告都郷曰。啓陵郷未有牒。毋以智効等初産至今年數。……。問令都郷具問効等年數。敢言之。	……遷陵守丞敦狐敢告都郷主。以律令從事。／隼手□……
⑨ 1 12	／嘉手・以洞庭司馬印行事。	〔文書：陽陵の債務労役者のリスト〕 卅五年四月己未朔乙丑。洞庭段尉騰謂遷陵丞。陽陵卒署遷陵。其以律令從事。報之。當騰。	なし
⑧ 133	八月癸巳。水下四刻。走賢以来／行手	或遷。廿六年三月甲午。遷陵司空得。尉乘……卒算簿。 廿七年八月甲戌朔壬辰。西陽具獄。獄史啓敢……啓治所獄留□。敢言之。・封遷陵留。	八月癸巳。遷陵守丞隄告司空主。聽書從事……起行司空。
⑧ 154	なし	卅三年二月壬寅朔朔日。遷陵守丞都敢言之。令曰。恒以朔日上所買徒隸數。・問之毋當令者。敢言之。	二月壬寅。水十一刻刻下二。郵人得行。囹手
⑧ 147	なし	遷陵已計。卅四年餘見弩臂百六十九。・凡百六十九。 出弩臂四輪益陽。出弩臂三輪臨沅。〔・〕凡出七。今八月見弩臂百六十二。	なし
⑩ 8	なし	□八人。司空三人……内七人。(正) ……之令曰上。敢言之。(背)	なし

\*表1は、サンプル資料を基礎として、その内容を受信、本文、発信の欄に記入している。  
資料は、「簡報」「発掘報告」とは反対に、おおむね下層⑩～⑧層の順に配列した。  
\*釈文は、重複記号に文字を入れ、読替の文字で示した。  
\*表2は、サンプル資料を基礎として、受信、本文、発信の欄に記入している。  
表の下には、「簡報」と「発掘報告」「簡牘と封検」などの追加資料を記した。

〔その他〕

⑫10正面：廿六年六月癸丑。遷陵拔訊椽・蛮・衿……  
背面：〔鞞〕之越人以城邑反。蛮・衿・害弗智……

〔「発掘報告」などの追加。〕は改行を示す

⑩1 (残簡、両側塗墨) □洞庭秦守府 □時守府快以来。

⑩2 (図版なし)

卅年三月己未。平邑郷涇下佐昌與平邑故郷守士〔伍〕虽、中、哀、佐涅。童禺□□不備十三真錢百九十五。負童分錢□卅八。

⑩3 (図版なし)

尉曹書二封。丞印。一封詣零陽。一封詣昆陽邑。九月己亥。水下八走印？以□

〔簡牌〕

⑨982 (長11.8、幅5.8センチ。図版『湖南十大考古新發現陳列』)

卅四年十月以盡四月。吏曹以事簡

⑧774 (彩版二十四、1)

卅四年四月盡九月。倉曹當計禾稼出入券以計及縣相付受(授)廷 第甲

⑧775 (彩版二十四、2) 從人論報擇免歸致書具此中。

⑨2318 (彩版二十四、3) 遷陵廷尉曹卅一年期会以事簡

⑨2319 (彩版二十四、4) 都郷月鼠簡